

光回線契約に関する相談が増加しています

日々の生活の中でインターネットの利用はますます欠かせない存在となってきました。

光回線は光ファイバーケーブルを利用した高速・高品質な通信回線ですが、契約に関するトラブルの相談も増えています。

事例 1

「光回線に変更すればキャッシュバックします」と言われ契約したが、オプション加入が条件であることが、後でわかった。納得できないので解約したい。(30代・男性)

事例 2

高齢で独居の母が、ネット環境もないのに光回線の勧誘を受け契約してしまった。解約したいがどうしたらよいか。(年齢不明・女性)

アドバイス

電気通信サービスに関する契約は特定商取引法の適用除外となっていることから、契約時の書面交付義務やクーリング・オフ等、消費者保護の規定はありません。

訪問や電話で業者が光回線の勧誘をする際には、契約をすれば今の利用料金よりも安くなるとか、キャッシュバック等の特典が受けられるという「お得感」が強調されます。

しかし消費者が、特典を受けるにあたっての「条件」を認識していなかったり、そもそもインターネットの必要性を感じていないにも関わらず、業者に言われるがまま契約してしまう例もあります。勧誘されても即答せず、契約内容や必要性について今一度冷静に検討することが大事です。

勧誘がしつこい場合や、不要と判断した場合には、あいまいな態度をとらずに、きっぱりと断ってください。

もし、トラブルになったときは、早めに消費生活センターに相談しましょう。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

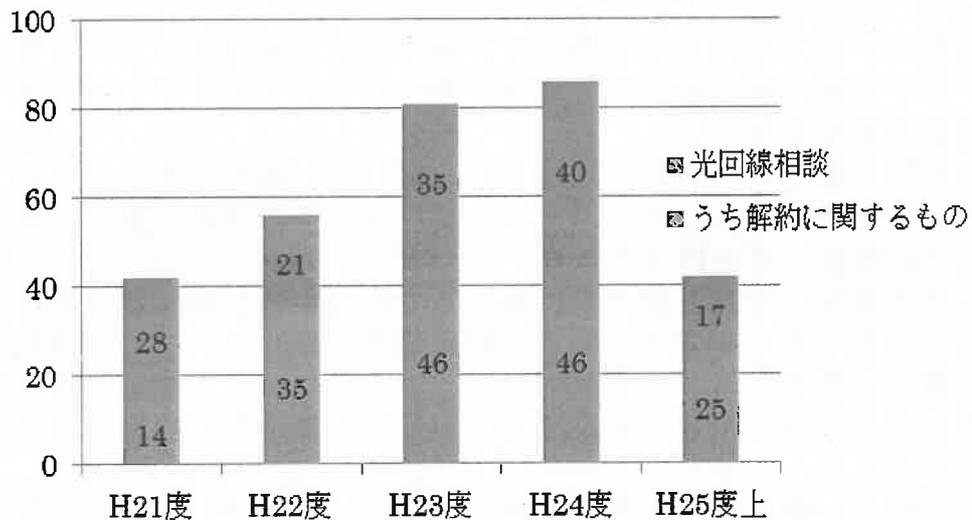
(開設時間：平日8:30～17:00)

土曜日は電話相談(9:00～17:00)のみ受付

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

H26.5.22 岐阜新聞



光回線に関する相談件数

(平成21年度～平成25年度上半期)